

環 廃 第 474-4 号  
令 和 2 年 1 月 9 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会長 様

くらし・環境部環境局  
廃棄物リサイクル課長

無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の  
拡大に係る関係法令等の改正について（通知）

このことについて、令和元年12月20日付け環循規発第1912201号及び環循施発第1912201号により環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長から別添のとおり通知があったので、お知らせします。

下記のとおり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る関係法令が改正されるとともに、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画、低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン（焼却処理編）及び低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインについても、所要の改定が行われました。

貴会会員への周知について御配慮ください。

記

#### 1 無害化処理認定制度の対象となるPCB廃棄物の追加

今回の改正により、PCB濃度が0.5%（5,000mg/kg）を超え10%（100,000mg/kg）以下の可燃性の汚染物等（汚泥、紙くず（感圧複写紙等）、木くず、繊維くず（ウエス等）、廃プラスチック類（塗膜くず、シーリング材等）は、低濃度PCB廃棄物となり、特定の無害化処理認定施設（※）で処理することとなります。（別紙参照）

また、処分期間は令和9年3月31日までとなります。

なお、PCB濃度が0.5%を超える金属くず、ガラスくず等の不燃性の汚染物等は、従前どおり高濃度PCB廃棄物です。

※環境省は対象となる処理施設の申請受付を開始しており、今年度内を目処に認定する見込です。認定を受けた無害化処理認定施設が判明しましたら、別途お知らせします。



## 2 JESCO荷姿登録解除

すでに中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）に荷姿登録済みでPCB濃度が0.5%を超え10%以下の可燃性の汚染物等を保管している事業者については、JESCO荷姿登録の解除手続きが必要となります。該当する汚染物等を保有する事業者には、3月末までにJESCOから通知が発送される予定です。

担 当 産業廃棄物班

電話番号 054-221-2424



## ＜PCB廃棄物等の処理施設と処理時期の変更＞

【改正前】

○：受入可

区分		処理施設	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和8年度 (2026)
高濃度	変圧器・コンデンサ類等	JESCO 豊田	○	○	○	※1	
	安定器・小型電気機器	JESCO 北九州	○	○	△※2		
	汚染物等	JESCO 北九州	○	○	△※2		
低濃度	高濃度以外	民間の認定施設	○	○	○	○	○

【改正後】



区分		処理施設	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和8年度 (2026)
高濃度	変圧器・コンデンサ類等	JESCO 豊田	○	○	○	※1	
	安定器・小型電気機器	JESCO 北九州	○	○	△※2		
	汚染物等 (濃度 10%超)	JESCO 北九州	○	○	△※2		
	不燃性汚染物等 ※3 (濃度 0.5%超～10% 以下)	JESCO 北九州	○	○	△※2		
低濃度	可燃性汚染物等※4 (濃度 0.5%超～10% 以下)	民間の認定施設		○	○	○	○
	高濃度、可燃性汚染物 等 (濃度 0.5%超) 以 外	民間の認定施設	○	○	○	○	○

(変更なし)

(変更なし)

※1 計画的処理完了期限：処理施設が処理を完了させる期限

※2 計画的処理完了期限：処理施設が処理を完了させる期限。ただし、JESCO北九州の処理能力が限界に達したことで令和2年度中に処理できなかった廃棄物は、令和3年度に処理委託することが可能

※3 不燃性の汚染物…金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートの破片

※4 可燃性の汚染物…汚泥、紙くず(感圧複写紙等)、木くず、繊維くず(ウエス等)、廃プラスチック類(塗膜くず、シーリング材等)